

沖縄振興計画の概要について

一 三次にわたる沖縄振興開発計画の成果と新たな沖縄振興計画の策定

昭和四十七年五月十五日に沖縄が本土に復帰して以来、本土に比べ著しく立ち後れていた沖縄の社会基盤、産業基盤等の基礎条件の改善と振興開発を図るため、沖縄振興開発特別措置法に基づき、三次にわたり沖縄振興開発計画が策定されてきました。

第一次と第二次の沖縄振興開発計画では、「本土との格差是正」と「自立的発展の基礎条件の整備」を計画の目標とし、さらに第三次沖縄振興開発計画においては、これらに加え「広く我が国の経済社会及び文化の発展に寄与する特色ある地域として整備」することを挙げました。(図表一 第一～第三次沖縄振興開発計画の概要)

その間、三次にわたる沖縄振興開発計画に基づき、総額約七兆円の国費が投入され、各種施策が積極的に推進されてきました。その結果、道路、港湾、空港等の交通通信施設、上下水道等の生活環境施設等の社会資本の整備を中心に、次第に本土との格差は縮小するなど、着実に成果を上げてきています。

(図表二 公共施設等の整備状況)



那覇空港

一方、産業振興の面においても、観光リゾート産業がリーディング産業としての地位を確立するとともに、情報通信産業が次のリーディング産業として発展が期待されているところであります。

しかしながら、沖縄の特殊事情や不利性を背景として、なお引き続き多くの課題を抱えています。全国の約七割の水準にある一人当たりの県民所得(平成十一年度全国平均の約七十二%)や高い失業率(平成十三年度平均で、沖縄：八・四%、全国：五・〇%)に端的に示されているように、沖縄の経済情勢は今日においてもなお厳しく、

産業振興や雇用創出など解決すべき課題が存在しています。

また、国土の〇・六%を占める沖縄に米軍専用施設・区域の約七十五%が集中している現状は、地域住民の日常生活等に様々な影響を及ぼしています。

こうした課題を解決するためには、従来のインフラ整備を中心とした振興開発に加え、産業の振興をはじめ沖縄の自立型経済の構築等に向けた新たな取り組みが必要であるとの基本認識の下に、「沖縄振興特別措置法」が制定され、平成十四年四月一日に施行されました。

沖縄振興特別措置法は、沖縄の振興の基本となる沖縄振興計画を策定し、同計画に基づく事業の推進等特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図り、沖縄の自立的発展に資するとともに、豊かな住民生活の実現に寄与することを目的としています。

同法に基づく「沖縄振興計画」については、平成十四年五月三十一日に沖縄県知事より提出された県案を基に策定作業を進め、沖縄振興審議会による審議等を経て、平成十四年七月十日、政府として決定しました。今後、この計画に基づ

き、産業の振興や雇用の創出をはじめとする諸施策の推進に国、県、市町村等が連携・協力し、全力で取り組んでいく必要があります。

なお、本計画の決定にあわせて、同じく平成十四年七月十日付けで、沖縄における金融業等の集積促進を図るため、名護市を金融業務特別地区に指定するとともに、産業高度化地域に中北部地域(名護市、沖縄市等八市町村)及び南部地域(那覇市、浦添市等七市町)を指定しました。

二 計画策定までの取組状況

(一) 沖縄振興開発審議会における審議の開始

沖縄振興開発審議会においては、平成十一年三月にこれまでの三次にわたる振興開発計画に基づいて実施されてきた諸施策等の現状と課題について調査審議することを決定し、同年九月には学識経験者等を構成員とする専門委員会を設置し調査審議を開始しました。

(二) 沖縄振興新法を目指す閣議決定

政府においては、「普天間飛行場

図表-1

第1次～第3次沖縄振興開発計画の概要

項 目	第1次沖縄振興開発計画	第2次沖縄振興開発計画	第3次沖縄振興開発計画
1.計画期間	昭和47年度～昭和56年度までの10年	昭和57年度～平成3年度までの10年	平成4年度～平成13年度までの10年
2.沖縄関係予算 (国費・補正後ベース)	1兆3817億円	2兆3481億円	3兆5975億円 (※1次～3次合計7兆3273億円)
3.計画の目標	〈平和で明るい豊かな沖縄県を実現〉 ・本土との格差の早急な是正 ・自立的発展の基礎条件の整備	〈平和で明るい活力ある沖縄県を実現〉 ・本土との格差の是正 ・自立的発展の基礎条件の整備	〈平和で活力に満ち潤いのある沖縄県を実現〉 ・本土との格差の是正 ・自立的発展の基礎条件の整備 ・広く我が国の経済社会及び文化の発展に寄与する特色ある地域として整備
4.振興開発の 基本方向	・社会資本の整備 ・社会福祉の拡充／保健医療の確保 ・自然環境の保全／伝統文化の保護育成 ・豊かな人間性の形成／県民能力の開発 ・産業の振興開発 ・国際交流の場の形成	・特色ある産業の振興開発／基盤整備 ・豊かな人間性の形成／多様な人材の育成／文化の振興 ・住みよい生活環境の確保／福祉・医療の充実 ・均衡のとれた地域社会形成／活力ある島しよ特性の発揮 ・地域特性を生かした国際交流の場の形成	・自立化を目指した特色ある産業の振興 ・地域特性を生かした南の交流拠点の形成 ・経済社会の進展に対応した社会資本の整備 ・明日を担う多様な人材の育成／学術文化の振興 ・良好で住みよい環境の確保／福祉・医療の充実 ・都市地域の整備／農山漁村・離島・過疎地域の活性化

図表-2

公 共 施 設 等 の 整 備 状 況

(平成14年1月)

事 項	復 帰 時			最 近			備 考
	沖 縄	全 国	格 差 全国=100	沖 縄	全 国	格 差 全国=100	
① 河 川	昭59. 3.31			平12. 3.31			
河川整備率 %	15.0	23.0	65.2	51.4	41.8	123.0	建 設 省 調
うち都市河川整備率	7.6	32.9	23.1	50.4	64.5	92.5	
ダムによる水道用水開発水量 (リットル／日／人)	昭51. 3 56.9	106.6	53.4	平13. 3 218.8	270.7	80.8	水 資 源 白 書
② 道 路	昭48. 3.31			平12. 4. 1			
人口当たり道路延長 m／千人	4,532	9,769	46.4	5,731	9,190	62.4	道 路 統 計 年 報
面積当たり道路延長 m／km ²	1,957	2,778	70.4	3,329	3,087	107.8	
自動車1台当たり道路延長 m／台	22.8	61.4	37.1	9.3	16.1	58.0	
③ 住 宅	昭48.10			平10.10			
住宅数(世帯当たり) 戸	1.06	1.05	101.0	1.13	1.13	100.0	住 宅 統 計 調 査
1住宅当たり床面積 m ²	53.7	77.1	69.6	76.80	92.43	83.1	
最低居住水準未済世帯率 %	56.7	33.7	—	9.3	5.1	—	
④ 下 水 道	昭48. 3			平13. 3			
下水道普及率 %	16.5	18.5	89.2	56	62	90.3	国 土 交 通 省 資 料
⑤ 上 水 道	昭48. 3			平12. 3			
上水道普及率 %	89.2	84.3	105.8	99.9	96.4	103.6	厚 生 労 働 省 調
⑥ 廃棄物処理施設	昭48. 3			平11. 3			
ごみ焼却処理率 %	25.2	56.9	44.3	70.6	77.9	90.6	環 境 省 調
⑦ 都市公園	昭48. 3			平13. 3			
都市計画区域内人口1人当たり 公園面積 m ² ／人	0.8	2.9	27.6	7.2	8.1	88.9	国 土 交 通 省 資 料
⑧ 農業基盤	昭50. 3.31			平13. 3.31			
農地の整備率 %	1.4	17.3	8.1	58.6	70.0	83.7	農 水 省 調
⑨ 教育施設	昭47. 5. 1			平12. 5. 1			
小・中学校校舎整備率 %	73.6	94.9	77.6	87.1	90.9	95.8	文 部 省 調
小・中学校屋内運動場設置率 %	14.1	77.1	18.3	94.1	96.6	97.4	
高等学校校舎整備率 %	55.3	78.0	70.9	70.5	80.3	87.8	
小・中学校プール設置率 %	7.5	42.4	17.7	60.1	81.2	74.0	
高等学校プール設置率 %	2.5	37.7	6.6	95.2	65.4	145.6	
⑩ 医療施設	昭47.12.31			平12.10. 1			
10万人当たり一般病床数 %	179.2	607.3	29.5	1,058.9	995.9	106.3	厚 生 省 調

注1 最低居住水準=建設省が5箇年計画において、すべての世帯が確保すべき水準として定めたもの。

例) 3人世帯: 住戸専用面積39m²、4人世帯: 同50m²

2 下水道普及率=処理区域人口／行政人口

3 校舎整備率=必要面積に対する充足率

4 一般病床=精神病床、伝染病床、結核病床以外の病床

の移設に係る政府方針（平成十一年十二月二十八日）の中で、「新たな沖縄振興計画の策定とともに新たな沖縄振興法の制定実現が要望されていることにかんがみ、政府として新たな時代に向けた沖縄振興新法の実現を目指すこととし、その具体的検討をポスト三次振計の検討の中で行うこととする。」との閣議決定を行いました。

（三） 沖縄振興開発の総点検

内閣府の前身沖縄開発庁においては、関係省庁等の協力のもとに、ポスト三次振計に向けた幅広い議論に資するため、三次振計の推進状況を把握する観点から総点検作業を行い、平成十二年六月「沖縄振興開発の現状と課題」を取りまとめました。

（四） 沖縄県の取組

一方、沖縄県においては、沖縄県振興開発審議会における調査審議、県議会における議論、県内市町村長、県民、各種団体との意見交換等を積み重ね、平成十三年六月に「新たな沖縄振興に向けた基本的考え方」を取りまとめ、政府に提案を行いました。

（五） 沖縄振興開発審議会の意見具申

沖縄振興開発審議会は、約二年

間の調査審議を踏まえ、平成十三年六月に「沖縄の振興についての調査審議結果報告」を取りまとめ、同年八月には平成十四年度以降の沖縄の振興について内閣総理大臣に対して意見具申を行いました。

（六） 沖縄振興特別措置法の制定

これらを踏まえ、平成十四年二月に、一府十省庁共同政府提出法案として沖縄振興特別措置法案が国会に提出され、三月二十九日可決成立、三十一日に公布されました。

（七） 沖縄振興計画の決定

新しい沖縄振興特別措置法に基づき、平成十四年五月三十一日に沖縄県知事より沖縄振興計画の県案が提出され、新たに措置された沖縄振興審議会の審議等を経て、七月十日に沖縄振興計画が決定されました。

二 計画の内容

（一） 基本的考え方

新たな沖縄振興計画では、本土との「格差是正」を基調とするキャッチアップ型の振興開発だけではなく、沖縄の特性を十分発揮したフロンティア創造型の振興策への転換を進める必要があるとしてい

る点が大きな特色です。そして、産業の振興等による自立型経済の構築が最大の主眼となっています。

また、計画の目標の中に、沖縄の特性を積極的に生かして、我が国のみならずアジア・太平洋地域の社会経済及び文化の発展に寄与する特色ある地域として整備を図ることを盛り込んでいます。

（二） 基本的姿勢

今般の沖縄振興計画においては、沖縄振興の推進に当たっての基本的姿勢として、参画と責任、選択と集中、連携と交流の三つの考え方を新たに掲げています。

この中で特に、

① 自立型経済を構築していくためには、何よりも沖縄の産業界や県民を中心とする主体的かつ責任ある取組によって、自ら活路を開いていく姿勢が不可欠であること

② 沖縄の外との連携と交流が重要であること

③ 政策の効果や効率を高めるうえで、事業評価等の政策評価を行うことが重要であることなどが強調されています。

（三） 基本方向

沖縄振興の基本方向としては、次の六つの柱を提示しています。

・ 民間主導の自立型経済の構築

・ アジア・太平洋地域の発展に寄与する地域の形成

・ 世界的水準の知的クラスターの形成―大学院大学を中心として―

・ 安らぎと潤いのある生活空間の創造と健康福祉社会の実現

・ 持続的発展のための人づくりと基盤づくり

・ 県土の均衡ある発展と基盤問題への対応

（四） 人口及び社会経済の見通し

計画の策定に当たっては、経済モデルを策定し、国、県ともに、分析作業を進めてきました。目標年次（平成二十三年度）における沖縄の人口を予測するとともに、労働力人口、就業者数、さらには県内総生産やその産業別構成、一人当たり県民所得等の経済の見直しや目標を計画の中で示しています。

特に、沖縄においては、今後も相対的な人口増が見込まれる中で、労働力人口が六十三万人から七十七万人へ七万人増と他県に比べ大幅な増加が予想されているところであり、これに失業率の改善のために必要な二万人の就業人口増を加えると、計画期間中に九万人の就業人口増が必要となること示されています。これに対する雇用の創出が沖縄振興に当たっての大きな

課題と考えています。(図表三人
口及び社会経済の見通し)

(五) 振興施策の展開

本計画の第三章において、自立型経済の構築に向けた産業の振興等、今後の沖縄振興の主要施策を九つの節に分けて詳述しています。

(図表四 沖縄振興施策の展開)

このうち、自立型経済の構築に向けた産業の振興においては、沖縄振興特別措置法に盛り込まれた特別措置を最大限に活用しつつ、比較優位の産業をしっかりと位置付けて振興していくという考え方に立って、最大の基幹産業である観光・リゾートをはじめ、今後の成長が期待される情報通信産業、亜熱帯

図表-3 沖縄振興計画における人口及び社会経済の見通し

	基準年次(平成12年)	目標年次(平成23年)
総人口	132万人	約139万人
労働力人口	63万人	約70万人
就業者数	58万人	約67万人
県内総生産 (平成12年度価格)	3兆4千億円	約4兆5千億円
第1次産業	2%	2%
第2次産業	17%	16%
第3次産業	81%	83%
1人当たり県民所得 (平成12年度価格)	218万円	270万円を越える

図表-4

振興施策の展開

- 自立型経済の構築に向けた産業の振興
- 雇用の安定と職業能力の開発
- 科学技術の振興と国際交流・協力の推進
- 環境共生型社会と高度情報通信社会の形成
- 健康福祉社会の実現と安全・安心な生活の確保
- 多様な人材の育成と文化の振興
- 持続的発展を支える基盤づくり
- 離島・過疎地域の活性化による地域づくり
- 駐留軍用地跡地の利用の促進

科学技術の進歩の一翼を担うため、また、アジア・太平洋地域さらには世界に開かれた中核的研究機関として、我が国の大学のあり方のモ



北谷町のインキュベート施設

特性を生かした農林水産業、製造業さらには金融業務の集積等について戦略的な振興策を展開していくこととしています。

また、科学技術の振興と国際交流・協力の推進においては、沖縄における科学技術の振興及び我が国の

デルとなるような新たな発想を持った世界最高水準の自然科学系の大学院大学等を核とした大学、公的研究機関、民間の研究所などの教育研究機関の整備充実に努め、科学技術の集積を図ることとしています。

また、本計画では、初めて基地問題への対応を基本方向の一つとして位置付けるとともに、駐留軍用地跡地の利用の推進の重要性に鑑み、振興施策の展開の中で一つの節を設けて記述しているのも本計画の特徴となっています。

(六) 圏域別の振興

本計画では第四章において、圏域別の振興について、沖縄を北部・中部・南部・宮古及び八重山の五つの圏域に区分し、詳細に地域振興の方向を示しています。

四 沖縄振興計画に基づく分野別計画

沖縄振興特別措置法において、沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づく分野別計画を作成し、国の同意を求めることとされています。分野別計画は、観光振興計画と情報通信産業振興計画、農林水産業振興計画、職業安定計画の四計画であり、去る八月二十三日に沖縄県知事から国に提出され、九月十

日に主務大臣の同意がなされました。

これらの分野別計画は、計画期間が三年で、またアクションプランの性格を持つているものであることから、三年後に達成すべき政策目標が掲げられるとともに、具体的な施策がリスト化されています。

また、観光振興計画においては、観光振興地域(従来の九地域に五地域を追加)、情報通信産業振興計画においては、情報通信産業振興地域(従来の二十三地域に宜野座村を追加)と情報通信産業特別地区(名護・宜野座地区及び那覇・浦添地区を指定)の指定が含まれています。



国立劇場おきなわ(平成15年開場予定)